

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を
令和 7 年 2 月 2 5 日午後 1 時 3 0 分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 3 名

2. 出 席 委 員 1 3 名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 高橋 隆	3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子	5 番 本間 仁一	6 番 青木 憲一
7 番 浅野 厚司	8 番 伊藤 圭一	9 番 神尾 篤志
10 番 朝倉 善則	11 番 鈴木 正徳	12 番 渡沢 寿
13 番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 梅津 智也
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	報第 3 号 南陽市認定農業者の認定について
日程第 5	報第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 の報告について
日程第 6	議第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対 する許可の可否について
日程第 7	議第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申 請に対する意見決定について
日程第 8	議第 1 0 号 非農地証明願に対する可否について
日程第 9	議第 1 1 号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る 決定について
日程第 10	議第 1 2 号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対 する意見決定について
日程第 11	議第 1 3 号 地籍調査事業における非農地である旨の 認定の可否について
日程第 12	議第 1 4 号 令和 7 年度南陽市農業委員会活動方針等 の決定について

5. (開会：ときに午後１時３０分)
会 議 の 要 領 令和７年２月１８日付け南農委告示第２号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、１３名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。
３番 山岸誠委員、１２番 渡沢寿委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員 ３番 山岸 誠 委員
１２番 渡沢 寿 委員

議長(高橋会長) 日程第２「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 日程第４ 法第３号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第３号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和７年１月１７日付け農第１３３８号で、南陽市長から本委員会に対し、令和７年２月１日付けで１件、令和７年３月３１日付けで６件、計７件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第３号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第５ 報第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が16件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第4号について、ご説明申し上げます。
議案書は4ページから6ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ の田 4, 271㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計3, 985㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 453㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 3, 000㎡を賃借人の申し出により、合意解約するものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計1, 194㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 680㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 124㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

8番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外10筆 田が2, 753㎡、畑が1, 517.67㎡、合計4, 260.67㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

9番につきましては、■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外14筆の畑 合計43, 009㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

10番につきましては、■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外5筆の畑 合計11, 043㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

11番につきましては、■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の畑 合計8, 003㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長

1 2 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外 2 筆の田 合計 4, 8 0 1 m²を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

1 3 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外 2 筆の田 合計 4, 8 0 7 m²を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

1 4 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外 1 筆の田 合計 3, 1 7 4 m²を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

1 5 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外 2 筆の田 合計 7, 2 6 5 m²を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

1 6 番につきましては、▲▲の■■■■■さん外 1 名と▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 7 8 1 m²を所有権移転するため、合意解約するものです。

以上です。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声が有りますので、報第 4 号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長)

次に、日程第 6 議第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第 3 条の規定により、本委員会に対し所有権移転 6 件、賃借権移転 4 件、賃借権設定 3 件、使用貸借権設定 3 件の合計 1 6 件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第 3 条第 2 項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長)

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第 8 号について、ご説明申し上げます。議案書は 7 ページから 1 1 ページになります。

はじめに、7 ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 1, 0 3 1 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2 番につきましては、■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、
▲▲字▲▲ 外14筆の畑 合計43, 009㎡を所有権移転したい旨の
申出があったものです。

3 番につきましては、■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、
▲▲字▲▲ 外5筆の畑 合計11, 043㎡を所有権移転したい旨の
申出があったものです。

4 番につきましては、■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、
▲▲字▲▲ 外4筆の畑 合計8, 591㎡を所有権移転したい旨の申
出があったものです。

5 番につきましては、■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、
▲▲字▲▲ 外6筆の田 合計14, 773㎡を所有権移転したい旨の
申出があったものです。

6 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申
請で、▲▲字▲▲ 158㎡を所有権移転したい旨の申出があったも
のです。

次に、9 ページが賃借権設定と移転の申請となります。

7 番から10 番につきましては、賃借権移転の申請です。

7 番につきましては、▲▲の■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲
外4筆の田 合計11, 001㎡について、借人を■■■■さんから■
■■■さんに移転するものです。

8 番につきましては、▲▲の■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲
外4筆の田 合計6, 909㎡について、借人を■■■■さんから■
■■■さんに移転するものです。

9 番につきましては、▲▲の■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲の
田 5, 120㎡について、借人を■■■■さんから■■■■さんに移
転するものです。

10 番につきましては、▲▲の■■■■さんの所有する ▲▲字▲▲
外1筆の田 合計5, 910㎡について、借人を■■■■さんから■
■■■さんに移転するものです。

11 番から13 番につきましては、賃借権設定の申請です。

11 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの
間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外5筆 田が6, 325㎡ 畑が
338㎡ 合計6, 663㎡について、新規の5年で、毎年11月30
日支払、金納となっております。

12 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの
間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計7, 945㎡に
ついて、新規の5年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

13 番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの
間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の田が3, 212㎡ 畑が
1, 319㎡ 合計4, 531㎡について、新規の10年で、毎年12
月31日支払、金納となっております。

次に、10 ページからが、使用貸借権設定の申請となります

嶋貫農地係長 14番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外32筆の田が8,978.54㎡、畑が16,598.04㎡ 合計25,576.58㎡を新規の10年契約となっております。

15番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外10筆の畑 合計2,021㎡を新規の5年契約となっております。

16番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外6筆の田が1,212㎡、畑が1,663㎡ 合計2,875㎡を新規の10年契約となっております。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。
はじめに、議第8号 1番及び11番、12番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番 (浅野厚司委員) 冬期間のため現場は確認できませんでしたが、農地パトロール等で確認しております。全ての案件について、耕作されており、周辺農地への影響はないことを報告いたします。

議長(高橋会長) 次に、2番から5番の現地調査について、8番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

8番 (伊藤圭一委員) ■■■■の解散に向け、山林以外の農地の整理を行う目的で今回の3条申請となっています。

農地については現在は雪で現場の確認はできませんが、田んぼ、畑ともに管理されており、周辺農地への影響はないことをご報告いたします。

議長(高橋会長) 次に、6番の現地調査について、竹田壮芳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 ▲▲地区の申請ですが、鈴木正徳委員の申請のため、竹田壮芳委員に調査をお願いしました。

現地は山間部にあり、確認が困難なことから、航空写真を用いて確認いただいています。少し山林の様相があったところを鈴木委員が開墾してぶどう園にしていられっしやところで、周辺農地への影響はないことを竹田委員にも確認いただいております。

以上です。

議長(高橋会長) 次に、7番の内、▲▲地区1筆、8番の内、▲▲地区の3筆の現地調査について、松田繁徳推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日、松田委員よりご連絡いただいております。

現地は■■■■さんが耕作しており、息子の■■■■さんと協力しながら適切に管理していることを確認したとご報告いただいております。

議長(高橋会長) 次に、7番の内、▲▲地区4筆、8番の内、▲▲地区2筆、及び9番と10番の現地調査について、6番 青木憲一委員より報告をお願いします。

6番
(青木憲一委員) 23日に現地を確認してまいりました。冬期間のため現地は確認できませんでしたが、近隣の方に聞き取りしたところ、全て耕作されており周辺への影響はないことを確認してまいりました。
以上です。

議長(高橋会長) 次に、13番の現地調査については、後藤和義推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

事務局 本日、後藤委員よりご連絡いただきました。
2月24日に現地調査していただきまして、後藤委員の耕作地の隣接するところでして、以前より適正な管理がなされていることを確認しているとご報告いただきました。
以上です。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長) それでは、はじめに所有権移転の2番から5番の4件の案件について審議いたします。
ここで、8番 伊藤圭一委員の退席を求めます。

……………伊藤圭一委員退席……………

議長(高橋会長) これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの4件の案件について、申請のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、8番 伊藤圭一委員の復席を求めます。

……………伊藤圭一委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、所有権移転の6番の案件について審議いたします。
ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員退席……………

議長(高橋会長) 本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、11番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、お諮りいたします。
ただいまの議事参与案件となった所有権移転5件を除く11件の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し賃貸借権1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第9号について、ご説明申し上げます。
議案書は12ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さん外所有者5名が所有する、▲▲字▲▲ 外3筆の畑 合計1,488.44㎡に、賃貸借権を設定し、コンビニエンスストアを建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9 番
(神尾篤志委員) 2月18日に私と伊藤圭一委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現調査を行いました。
現場は雪で確認できませんでしたが、航空写真等による確認で、申請通りであることを確認いたしました。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第10号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第10号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第10号につきまして、ご説明します。
議案書13ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外2筆 登記地目畑 合計121.61㎡が、平成8年4月から耕作せず資材置場として利用して、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、8番 伊藤圭一委員より報告をお願いします。

8番
(伊藤圭一委員) 2月18日に私と神尾篤志委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で非農地1件の現調査を行いました。
航空写真等による確認を行い、この案件について申請通りであることを確認いたしました。

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第11号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年2月12日付け農第1439号をもって、南陽市長から本委員会に対し、旧「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定44件、使用貸借1件、所有権移転3件の合計48件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました議第11号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は14ページからで、17ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

梅津事務局長補佐

賃借権設定が44件で、計画面積は、田のみで、合計222,391㎡となっております。

使用貸借は1件で、計画面積は、田のみで、合計2,889㎡となっております。

所有権移転は3件で、計画面積は、田1,781㎡、畑3,202㎡、合計4,983㎡となっております。

詳細についてご説明申し上げます。18ページをお開きください。賃借権設定、44件です。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲の田、合計4,271㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払い、口座振替となっております。

同様に18ページの2番の▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間の設定から、19ページ～23ページまで、23ページをご覧いただいて、最終番号が44番の▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんまで、同様に農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、農用地は記載のとおり、年数は1件が5年、他は、10年、また、備考欄に記載のとおり、新規設定41件・再設定3件となりますが、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

事前に通知させていただいておりましたので、このたびは件数も多いことから、案件毎の説明を省略させて頂きたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に24ページをご覧ください。使用貸借権1件となります。

45番▲▲の■■■■さんと同住所の■■■■さんの間で「やまがた農業支援センター」を介して、設定するもので、▲▲字▲▲の地目「畑」、現況「田」2,833㎡外1筆、合計2,889㎡について、新規で16年の無償による契約となっております。

続いて25ページをご覧ください。

所有権移転の申請3件について、ご説明を申し上げます。

1番、▲▲の■■■■さんから、▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲の「畑」224㎡外1筆、合計513㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

2番、▲▲の■■■■さんから、▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲の「畑」944㎡外2筆、合計2,689㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

3番、▲▲の■■■■さん外1名から、▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲番の「田」1,781㎡について所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長) それでは始めに、賃借権設定の1番と所有権移転3番の2件の案件について審議いたします。
ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長(高橋会長) これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの2件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、お諮りいたします。
ただいまの議事参与案件となった2件を除く賃借権設定の2番から所有権移転の2番までの46件の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。議事参与案件2件を除く全46件の案件について、
計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました

議長(高橋会長) 次に、日程第10 議第12号「南陽市農用地利用集積等促進計画案
に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第12号「南陽市農用地利用集積等促進
計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年2月12日付け農第1440号で、南陽市長から本
委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の
規定により、賃貸借権設定17件、賃借権移転1件の、計18件に関す
る農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提
案するものであります。

山内事務局長 ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説
明を求めます。

梅津事務局長補 ただ今提案されました、議第12号について、ご説明を申し上げます。
佐 令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用
集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中
間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意見
を求められるものです。

議案書は26ページから31ページまでとなっております。28ペー
ジをお開きください。

賃借権の設定となります。

1番については、▲▲字▲▲の「田」1, 189㎡について耕作者を▲
▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契
約期間はR7.5.1からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となってお
ります。

2番については、▲▲字▲▲の「田」3, 321㎡外6筆、「田」合計
19, 800㎡について耕作者を▲▲の■■■■さん外1名さんから▲▲
の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR7.5.1から
R17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。

梅津事務局長補佐

3番については、▲▲字▲▲の「田」2, 339㎡について耕作者を▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR7.5.1からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。

4番と5番については、借受人が同一であることから一括して説明いたします。

4番については、▲▲字▲▲の「田」2, 043㎡について耕作者を▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ、5番については、▲▲字▲▲の「田」1, 024㎡外2筆、合計「田」2, 213㎡について耕作者を▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ、2件とも賃借権設定するもので、契約期間はR7.5.1からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。

28ページの6番から29ページの15番まで、借受人が同一であることから一括して説明いたします。

6番から15番までの借受者については、すべて、▲▲の■■■■■さんとなります。契約期間は、R7.5.1からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。賃料については、10aあたり「田」は10,500円、「畑」は4,000円となっております。この部分は共通箇所となります。

次に6番から14番までの貸付者となりますが、6番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。

農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」577㎡となります。

29ページをご覧ください。

7番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。

農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」852㎡外1筆、「田」合計1,968㎡となります。

8番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。

農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」56㎡外1筆、「田」合計3,246㎡となります。

9番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。

農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」1,167㎡外1筆、「田」合計1,662㎡となります。

10番について貸付者は、▲▲の(亡)■■■■■さんの相続人の■■■■■さんとなります。農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「畑」88㎡、外1筆の「田」461㎡で、「田」「畑」合計549㎡となります。

11番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。

農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」4,517㎡外1筆、「田」合計5,090㎡となります。

12番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。

農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」3,780㎡となります。

梅津事務局長補佐

13番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。
農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「畑」11㎡外1筆、「畑」合計322㎡となります。
14番について貸付者は、▲▲の■■■■■さん外1名となります。
農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「畑」291㎡外4筆で「田」「畑」合計2,771㎡となります。
15番について貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。
農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」659㎡となります。
6番から15番までを借受するの▲▲の■■■■■さんへの賃借権設定総面積の合計は20,624㎡となります。
次に、16番となります。貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。
農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」3,428㎡となります。
借受人は、▲▲の■■■■■さんとなります。契約期間はR7.5.1からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。
次に、賃借権設定の最後、17番となります。貸付者は、▲▲の■■■■■さんとなります。
農用地等の所在地及び地目・面積は、▲▲字▲▲の「田」242㎡外2筆、「田」合計3,339㎡となります。
借受人は、▲▲の■■■■■さんとなります。契約期間はR7.5.1からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回となっております。
31ページをお開きください。賃借権の移転となります。
1番については、▲▲字▲▲の「田」9,383㎡外3筆の合計「田」15,285㎡について、耕作者を■■■■■さんから■■■■■さんへ移転するもので、契約期間はR7.5.1～R10.12.31となっており、賃料支払回数は4回となっております。
以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第11 議第13号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第13号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年2月3日付け建第2019号で、南陽市長から本委員会に対し農地法第2条にいう農地に該当しない旨の認定照会が、13件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ、認定の可否を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案ありました 議第13号について、説明申し上げます。
議案書は、32ページから36ページをご覧ください。
本申請は、南陽市建設課が実施する地籍調査事業において、登記地目が農地であるもの、現況が農地以外になっている土地について、非農地である旨の認定を受けたいとして、申請があったものです。
該当の地籍調査の
1. 調査区域は、南陽市▲▲の一部であり、
2. 調査区域面積は、0.11km²です。
3. 地目変更箇所については、議案書35ページと36ページに記載のある13筆です。
1番から13番の土地ともに、耕作出来る状態に回復するのが困難なため、非農地と認定できるものと判断できます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、8番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

8番 (伊藤圭一委員) 2月18日に、私と神尾委員、梅津事務局長補佐、嶋貫係長の4名で13件の現地調査を行いました。
航空写真等による確認を行い、13件について申請通りであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、照会のとおり認定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、照会のとおり認定することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第12 議第14号「令和7年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第14号「令和7年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等を策定するため、「基本方針」、「活動方針」及び「活動計画」をご提案するものであります。
なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において原案を作成し、最適化推進会議でご検討いただいたものでございます。
ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第14号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は37ページからになります。
38ページをご覧ください。
先程局長から説明がありましたが、振興専門委員会で原案を作った後、最適化推進会議にてご検討いただき、その内容から変更はございません。38ページにつきましては記載の内容のとおりです。
39ページをお開きください。変更点のみご説明いたします。
2の活動方針につきましては、⑤のみ「地域計画」策定による内容を反映しているため、読み上げさせていただきます。

梅津事務局長補佐

⑤ 令和7年3月に策定された「地域計画」における、10年後の農地集約等の目標を示す「目標地図」の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら、地域農業の実態に応じて随時更新するとともに、農地の集積・集約に取り組む。

としております。

その他の項目については、前年度と同様の方針として引き続き進めてまいりたいと考えております。

続きまして、40ページをご覧ください。

令和7年度南陽市農業委員会活動計画（案）について、ご説明を申し上げます。

活動計画についても、農業委員会として大きく変わりませんが、変更箇所のみ読み上げながらご説明します。

I 農業委員会の運営、

1 会議の開催 ①総会 の下の行に「委員改選による初総会（4月初旬）」を追加しています。

2 農業施策に関する意見書の作成・提出 ① 農地等利用の最適化推進施策に係る意見書の「作成」、というところを変更しています。

続きまして、41ページをご覧ください。

II 農地関係調整事務事業

5 農地中間管理事業の推進

①「農用地利用集積等促進計画」による利用権設定の実施

基盤法に代わり、農地中間管理事業を推進していくこととなりますので文言を変更しています。

III 農政、農業振興関係事務事業

1 構造政策の推進

②③ですが、地域計画策定後の反映として文言の変更がございます。

②「地域計画」の実現に向け、農地中間管理事業等を通じて農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

③ 地域農業の実態に応じて、「地域計画」の軽微な変更及び年次更新の際には、関係機関と連携しながら、地域との協議のもと、積極的な支援協力に努める。としています。

それ以外の記載事項は、前年度と同様の計画で進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和7年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時30分)